

## 地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

株式會社鐵道同人社定款

第一章 總則

第一條

當會社ハ株式會社鐵道同人社ト稱ス

第二條

當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、運送及運送取扱

二、勞務請負

三、前各號ニ關聯スル一切ノ業務

第三條

當會社ノ資本總額ヲ金五萬圓トス

第四條

當會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

第五條

當會社ノ公告ハ當會社本店店頭ニ三日間揭示ス

第二章 株式





第六條 當會社ノ資本ハ之ヲ一千株ニ分テ一株ノ

金額ヲ金五拾圓トス

第七條 當會社ノ株券ハ記名式トシ拾株券一種ト

當會社ノ株式ハ第壹回拂込金額ヲ金

拾貳圓五拾錢トシ第貳回以後ノ拂込金

額及期日ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ

定ム

第九條 株金ノ拂込ヲ怠リタル株主ハ拂込期日ノ

翌日ヨリ其滯納金額ニ對シ金百圓ニ付一

日四錢ノ割合ヲ以テ遲滯利息及遲滯ノ

爲生シタル費用ヲ當會社ニ支拂フモノトス

第十條 株主ハ住所及印鑑ヲ會社ニ届出ワルモノトス

其變更ノ場合亦同シ

第十一條 當會社ノ株主ハ國有鐵道ニ滿拾五年以上

勤續シタル退職者又ハ其相續人及ヒ當會社

取締役會ニ於テ特ニ承認シタル者ニ限ルモ

ノトス

第十二條 當會社ノ株式ヲ賣買讓渡シタルトキハ當事

者ハ株券ノ裏面ニ双方署名捺印シ當會

社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ株券ヲ

添付シ名義書換ノ請求ヲ爲スモノトス

相續ニ依リ株式ヲ取得シタルモノハ其事實

ヲ證明スヘキ書類ヲ添付シ名義書換請

求ヲ爲スモノトス





### 第十三條

本條ノ場合ニ於テ會社ハ株券壹枚ニ付金貳拾錢ノ手数料ヲ申受クルモノトス  
株券ヲ毀損シ新ニ株券ノ交付ヲ受ケントスル  
トキハ當會社所定ノ書式ニ依リタル請求書ニ  
株券ヲ添付シ新株券交付ノ請求ヲ爲ス  
モノトス

### 第十四條

株券ノ紛失又ハ滅失ニ依リ株券ノ再交付  
ヲ受ケントスルトキハ當會社所定ノ書式ニ依リ  
會社ニ適當ト認ケル貳名以上ノ保證人連  
署ノ請求書ヲ提出スルモノトス  
前項ノ請求アリタルトキハ會社ハ請求者ノ  
費用ヲ以テ其上ヨリ公告シ公告ノ日ヨリ參

### 第十五條

拾日ヲ經ルモ異議ヲ申立ツルモノナキトキハ新株  
券ヲ交付ス  
本條及前條ニ依リ株券再交付ノ場合ニ於テ  
會社ハ株券壹枚ニ付金五拾錢ノ手数料  
ヲ申受クルモノトス

### 第十六條

前條ノ公告ニ依リ異議ノ申立ヲ爲シタルモノアル  
トキハ會社ハ之ヲ請求者ニ通知スヘシ此ノ場合  
ニ於テハ確定判決ニ依リテ權利者ナルコトヲ  
證明スルニアラザレハ株券ノ交付ヲ爲ササルモノトス  
株式名義ノ書換ハ定時總會ニ在リテハ總會  
前三十日以内適當ノ期間ヲ限リ又臨時總  
會ニ在リテハ總會召集ノ通知ヲ發シタルトキ





ヨリ總會終了迄之ヲ停止スルコトヲ得ルモノトス

### 第三章 株主總會

第七條  
第八條

定時總會ハ毎年六月及拾貳月之レヲ召集ス  
株主總會ノ議長ハ社長之レニ任ス社長事故  
アルトキハ專務取締役之レニ當リ專務取締役  
モ亦差支アル場合ハ出席株主中ヨリ之レヲ  
選舉ス

第十九條

總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定メアル場合ヲ  
除ク外出席株主議決權ノ過半数ヲ以テ  
之ヲ決ス贊否同數ナルトキハ議長ノ決スル  
處ニ依ル

總會ノ議長ハ株主トシテ其議決權ヲ行

(十二行全覽)

第二十條

使スルコトヲ得ルモノトス  
株主ハ其議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ  
委任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ委任狀ヲ  
會社ニ提出スルモノトス

第二十一條

株主ノ議決權ハ壹株ニ付壹個トス  
株主總會ノ決議及議事ハ其要領ヲ記  
録シ議長及出席株主貳名以上署名  
シ之レヲ會社ニ保存ス

第二十二條

第四章 役員  
當會社ノ役員ハ取締役參名監査役壹名  
トス

第二十三條

取締役及ヒ監査役ハ當會社株式總格株





第二十五條

以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會之ヲ選任ス  
取締役ハ其任期中其所有株式參格株ヲ  
監査役ニ供託スルモノトス

第二十六條

前項ノ株券ハ本人退任後ト雖其ノ期ニ屬スル  
決算報告カ株主總會ノ承認ヲ經タル後  
ニアラサレハ之ヲ受戻スコトヲ得サルモノトス  
取締役ハ取締役會ヲ組織シ社長壹名  
専務取締役壹名ヲ互選ス社長及専務  
取締役ハ各自會社ヲ代表ス

第二十七條

取締役ノ任期ハ參箇年トシ監査役ノ任  
期ハ貳箇年トス但シ其任期カ定時總會  
前滿了スルトキハ總會終了ニ至ル迄其任

第二十八條

期ヲ伸長ス  
補缺選舉ニ依リ就任シタル取締役及監  
査役ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス  
取締役及監査役ハ再選スルコトヲ得ルモノトス  
取締役及監査役ノ受クヘキ報酬ハ株主總  
會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 計算

第二十九條

當會社ノ決算ハ之ヲ貳期ニ分ケ六月一日ヨリ十  
一月三十日迄ヲ上半期トシ十二月一日ヨリ五月三十一  
日迄ヲ下半期トス

第三十條

當會社ノ損益計算ハ毎營業期ニ於テ  
總收入金ヨリ一切ノ經費及損失並ニ銷却





金ヲ控除シタルモノヲ利益金トシ左ノ順序ニ  
從ヒ分配ス但シ決算ノ都合ニ依リ内幾分ヲ  
別途積立金又ハ後期繰越金ト爲スコトヲ  
得

一、法定積立金 利益金百分ノ五以上  
二、役員賞與金 利益金百分ノ拾以下

第三十條

三、株主配當金  
株主配當金ハ毎年拾壹月末日及五月末日  
現在ノ株主名簿ニ依リ之ヲ拂渡スモノトス

第三十一條

附則  
當會社其ノ社員ヲ採用スルニハ國有鐵道ニ  
滿拾五年以上勤續シタル退職者ニシテ取

第三十二條

締役會會全員一致ノ詮考ヲ經タルモノニ限ル  
モノトス但シ買收又ハ合併ニ依リ他事業ヲ  
継承シタル場合ノ引継員及勞務ニ從事  
スル者ハ此ノ限リニアラス

第三十三條

當會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金壹  
百圓以内トス  
發起人ノ住所氏名及ヒ其引受株數左ノ如シ

東京府豊多摩郡杉並町字阿佐谷九方番地  
壹百株 白杉次郎太郎

東京府豊多摩郡杉並町字阿佐谷九方番地  
貳百拾株 今井保





貳百株

大平熊男

東京府任原郡入新井町新井第一三番地

壹百貳拾株

金原種一

東京市右区宮下廿五八番地

壹百貳拾株

島田虎次

埼玉縣北足立郡八辻村掃帚場一三三番地

四拾株

大笹吉次郎

東京府豊多摩郡大久保町西本條四五番地

四拾株

高山治三郎

株式會社鐵道同人社設立ノ爲此ノ定款ヲ作成シ左ニ

署名捺印ス